

山形県高等学校奨学金 (育英奨学金・特別貸与奨学金) 奨学生募集(在学採用)

新たに申請を希望する **令和5年度高等学校等在学者** が対象となります。

※ 中学3年時に予約奨学生の手続きを完了している生徒および貸与継続の手続きを完了している高等学校等の生徒は、今回申請の必要はありません。ご注意ください。

令和 5年 2月

保 護 者 各 位

山 形 県 教 育 委 員 会

山形県教育委員会では、令和5年度に高等学校等に在学する生徒を対象に奨学生を募集します。申請を希望する方は、在学する高等学校等で申請手続きを行ってください(申請書類は4月以降に高等学校等で入手することができます)。

記

1. 募集時期 令和5年4月10日(月) ～ 令和5年6月16日(金)

2. 貸与月額 (育英奨学金・特別貸与奨学金 共通)

自宅通学		自宅外通学	
公立等	私立	公立等	私立
18,000 円	30,000 円	23,000 円	35,000 円

3. 資格要件

育英奨学金、特別貸与奨学金の2種類があり、資格要件も異なります(裏面を参照してください)。

※どちらかの奨学金しか貸与は受けられません。

※進級後も、高等学校等に在学する間は、貸与を継続することができます。

※(独)日本学生支援機構の奨学金、社会福祉協議会が行う教育支援費(入学準備のための就学支度費は含みません)、母子父子寡婦修学資金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金、他都道府県の類似の奨学金の貸与を受けている方、または就学奨励費の給付を受けている方は、本奨学金の貸与は受けられません。

4. 募集人数

育英奨学金 140名程度

特別貸与奨学金

30名程度

5. 貸与の開始時期(共通)

申請書類の提出後、県教育委員会での選考を経て採用者を決定いたします(例年9月頃)。

初回振込は10月に、4月から10月分までを一括してご指定の口座に振り込みます。

11月以降は毎月の振り込みとなります。

6. 奨学金の返還について(共通)

(1)返還期間は10～13年間です(3年間貸与を受けた場合。貸与総額により異なります)。

(2)奨学金は無利子ですが、返還が滞ると違約金がつきます。

(3)高校卒業後、進学、災害や傷病、経済的困難等の理由により、返還の猶予が受けられる場合があります。

(4)返還金は後輩奨学生の重要な貸与資金となりますので、必ず返還していただきます。

●詳しい内容につきましては下記にお尋ねください。

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課

電話 023-630-2052 FAX 023-630-2774

経理・奨学金担当 AM9:00～PM16:30

【育 英 奨 学 金】

～優れた生徒でありながら経済的理由により修学が困難な方に貸与する奨学金（学力基準あり）～

【対 象 者】 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（県で定めるものに限る）の在學生（ただし、別科生を除きます）。※高等専門学校生は対象外です。

【資格要件】 人物基準、学力基準、家計基準及び扶養者の住所地にあります。

- (1)人 物 学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること。
- (2)学 力 高等学校における学習成績の評定平均値が2.7以上であること。また申請時までに評定がなされていない場合は中学校における最終学年の評定平均値が3.0以上であること。
- (3)家 計 世帯人数及び構成、状況により算出されます（特別貸与奨学金とは算出方法が異なります）。
- (4)住所地 扶養者が山形県内に住所を有すること。

《家計基準の目安》下表はあくまでも目安です。各世帯の人数、事情等により異なります。

世帯人数	収入額 (給与の場合)	世帯状況 (父給与収入のみの場合)
3人世帯	736 万円以下	父、母、高校生（公立自宅通学）の計3名の世帯の場合。
4人世帯	779 万円以下	父、母、高校生（公立自宅通学）、小学生の計4名の世帯の場合。
5人世帯	820 万円以下	父、母、高校生（公立自宅通学）、小学生2名の計5名の世帯の場合。

※給与収入以外の世帯については、計算方法が異なります。

※この金額以上の収入がある場合でも、家庭のご事情（母子、父子世帯である、障がいのある人がいる等）によっては、特別に収入から控除できる場合があります。

【緊急採用について】※採用は年間を通じて随時行います。

育英奨学金では、主たる生計維持者の失職、死亡、罹災により緊急に奨学金の貸与が必要な場合、家計の状況、住所地上記資格要件に合致する場合に限り、学力基準にかかわらず、緊急に貸与を行います。

※ただし、事由が生じた日から12か月以内の申請となります。

【特 別 貸 与 奨 学 金】

～優れた生徒でありながら経済的理由により修学が困難な方に貸与する奨学金（学力基準なし）～

【対 象 者】 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（県で定めるものに限る）、高等専門学校の在學生（ただし、別科生を除きます）。

【資格要件】 人物基準、家計基準及び扶養者の住所地があります。

- (1)人 物 学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること。
- (2)家 計 世帯人数及び構成、状況により算出されます（育英奨学金とは算出方法が異なります）。
- (3)住所地 扶養者が山形県内に住所を有すること。

《家計基準の目安》下表はあくまでも目安です。世帯構成、住所地により算出が異なります。

世帯人数	世帯収入額 (給与の場合)	世帯状況
3人世帯	377 万円以下	父（51歳）、母（48歳）、高校生（15歳、公立全日制）の計3名の世帯で山形市在住の場合。
4人世帯	451 万円以下	父（51歳）、母（48歳）、高校生（15歳、公立全日制）、小学生（12歳）の計4名の世帯で山形市在住の場合。
5人世帯	500 万円以下	父（51歳）、母（48歳）、高校生（15歳、公立全日制）、小学生（12歳）、小学生（9歳）の計5名の世帯で山形市在住の場合。

※世帯全員（祖父母、兄弟姉妹、同居人も含む）の収入を合算し、算定します。

※世帯員の中に、事業収入（自営業、農業等）のある方がいる場合は算定方法が異なります。

《山形県外の高等学校等に進学又は転学を予定されている方の場合》

扶養者が山形県内に住所を有している場合は、当奨学金の対象となります。山形県教育委員会に連絡のうえ、希望する奨学金の申請書類を取り寄せ、在学予定の学校へ提出してください。

扶養者が山形県外に住所を有している場合は、当奨学金の対象とはなりません。扶養者が住所を有する都道府県の教育委員会に問合せてください（奨学金制度が本県とは異なる場合があります）。